

令和元年第4回尾張北部環境組合議会
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和元年12月27日（金曜日） 午前10時00分から午後0時00分まで

協議事項

- 1 メタンガス化施設について

報告事項

- 1 地域振興策について
- 2 基本設計策定等業務について
- 3 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会について
- 4 江南丹羽環境管理組合職員受入れについて

その他事項

行政視察について

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	市橋 茂機 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	松山 和巳 君	書記	江幡 直利 君
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	千田 勝隆 君
会計管理者	中村 信子 君	犬山市経済環境部長	永井 恵三 君
犬山市環境課長	高木 衛 君	江南市経済環境部長	武田 篤司 君
江南市環境課長	阿部 一郎 君	大口町産業建設部長	宇野 直樹 君

大口町環境経済課長 岩田 雄治 君
扶桑町産業環境課長 志津野 郁 君
総務課主幹 日比野正樹 君
総務課主査 杉浦 健浩 君

扶桑町産業建設部長 澤木 俊彦 君
事務局 長 坪内 俊宣 君
総務課主査 上條 靖之 君

議事の経過

(午前10時00分 開会)

事項	内容	意見等
<p>協議事項 1 メタンガス化 施設について</p>	<p>【協議事項 1】メタンガス化施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタンガス化施設について、令和元年10月の定例会と全員協議会において、導入について議論に上げてほしい旨の発言があったので、その検討結果を説明する。 ・メタンガス化施設とは、食品廃棄物などを微生物の働きによって分解し、メタンガスと二酸化炭素を含む可燃性ガスを生成し、燃料や発電・熱源として利用する施設のことである。 ・循環型社会形成推進交付金では、メタンガス化施設とごみ焼却施設を併設する場合、メタンガス化施設の交付要件を満足した場合、メタンガス化施設及び併設するごみ焼却施設の全設備が交付率2分の1となる。 ・メタンガス化施設では、生ごみ、紙ごみなどの選別が必要だが、メタンガス化施設の前処理設備で破碎・選別を行う技術も確立されている。 ・処理フローは家庭からのごみが入り、機械選別をして、発酵に適さないプラスチックなどは従来どおりの工程で焼 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの処理能力を200トンと設定しているが、実際、196トンの処理量焼却に対して、大体生ごみは1割から1.5割ぐらいが家庭から出る生ごみと承知しているが、200トンとした算定根拠はあるのか。 (12番 和田佳活君) →焼却200トンに対してメタン槽に入れるのを50トンと想定した。現在契約しているコンサルが、2年前に焼却210トンに対してメーカーの提案はおよそ50トン、60トン、100トンの3種類だったということで、メーカーによってかなり差が出てくると思う。どういう設定にするかということで変わってくると承知している。現在稼働中の3施設、稼働予定の3施設を調べると、焼却量が50トン以下の小規模なところと500トン以上の京都を除くと、防府が150トンに対して50トン、町田が258トンに対して50トン、鹿児島市の施設が220トンに対して60トンとなっているということからも、そんなに違わないと思っている。最終的には、実際、生ごみが多かった場合も、少ない場

却される。発酵に適したごみはおおむね20日間発酵槽に入れられ、メタンガスをそこで回収する。メタンガスはその後、一旦ガス貯留設備（ガスホルダー、あるいはガスタンクと呼ばれるもの）に貯蔵され、ガスエンジンなどの燃料として、発電などに利用される。ガス以外の残渣は脱水され、脱水後の残渣焼却へ回される。脱水ろ液については、下水道がある場合は処理した上で下水道に入れ、下水道がない場合は処理をした上で最終的には河川放流される。

・「焼却処理施設」と「焼却＋メタンガス化施設」の事業費の計算例を示す。表の見積もりは、現在組合が契約しているコンサルタントが2年前の2017年度に他の都市で施設規模を210トンの処理能力として実施したメーカー見積もりに基づく試算値である。尾張北部環境組合として新たに見積もりを徴収したのではなく、粗大ごみ施設は含まれていない。

・事業費について、「焼却＋メタンガス化施設」については、交付金を考慮しても、焼却のみよりも実質負担額は高くないが、売電収入があり、それを加えれば実質負担額は11億円少なくなる。今回の試算には入っていないが、組合でバイオガス化施設をつくる場

合もあると思うので、本格的な基礎設定をしてメーカーヒアリングをしていった上で、どの程度のメタン槽が必要か判断していくことになる。今回は試算ということで、この試算で行った。（事務局長 坪内俊宣君）

・事業費以外の課題ということいろいろ述べていたが、導入事例の少なさによる事業者の競争性の低下とか、供用開始がおくれる場合に組合派遣の職員、結局、メタンガス化施設をやらないためにはどうしたらいいかという理由を一生懸命考えているようにしかとれない。メーカー、これだけ書いてあるが、ほかにはないのか。我々は先日視察に行ってきたが、そこが載っていない。いつこの協議をしたか、この件について。しっかりと協議したか。（6番 堀元君）

→資料の鹿児島、町田、宮津については最近で、京都市のほうが入札は大分前だと思い、最近の例で申し上げた。メタンガス化施設については、前回の全員協議会以後、検討してきた。

（事務局長 坪内俊宣君）

→先日、京都の施設を見学に行ってきた。非常にすばらしい施設で、このメタン化施設を、最新

	<p>合、排水の関係で大きな排水処理設備をつくることになり、おおむね2億円程度かかる。この試算には入っていないが、別にそれだけかかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費以外の課題は次のとおりである。 ・基礎手続の再作業として、基本設計、環境アセスメント、都市計画決定手続が再度必要になる。 ・事業用地の拡張について、コンサルタントによると、どの程度の用地面積が必要かはメーカーヒアリングを終えないとはっきりしないが、現在の形状の3ヘクタールでは難しいのではないかと認識である。環境省のマニュアルでは、200トンクラスの想定で、建築面積でいうと、全量焼却を100とすると、「メタンガス化+焼却」では117、敷地面積では、全量焼却100に対して「メタンガス化+焼却」では140としている計算例がある。同マニュアルでは、規模設定においては処理フローの設定後、各設備の性能等を想定することが必要であり、いずれもメーカー固有技術であることから、メーカーヒアリング等を行った上で設定するものとする規定されている。ここでは、3ヘクタールの4割、1.2ヘクタールが不足するので、新たに土地を購入する試算をし 	<p>の施設であるが、稼働をしているということ、つぶさにその内容を視察した。内容をまとめとしていろいろ書いてあるが、このメタンガス化施設をつくった場合にはこうなるということを書いてあるが、これだけでは当然納得はできない。議員しても、私たちとしても、もっと納得できるような内容なら、各議員がそれなら仕方がないと思うような理由ならいいが、とてもこの内容では納得できない。その現場を見てきてからの話なので、その点、まだほかにも恐らく相当こういう施設があるかと思うが、そういう点、しっかりとまず調べて、各幹事さん等とも協議をしてからこれは出してほしい。 （6番 堀元君）</p> <p>→事務局も京都までは行けなかったが、県内の小さいメタンガス化施設を訪問して担当者と話した。検討については、2市2町としっかり協議した上で、本日改めて議会に報告している。</p> <p>（事務局長 坪内俊宣君）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここまで尾張北部環境組合が進んできた経緯を考えると、施設整備検討委員会からここまで立ち上げてくる中に処理施設を検討してき
--	---	---

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設に加え、ガス貯留設備もあるメタンガス化施設を建設する。処理したとはいえプラント廃水を河川に放流をすることなどを、地元住民や漁業組合に理解してもらう必要がある。 ・導入事例の少なさによる事業者間の競争性の低下を懸念している。この分野のプラントメーカーは現在4社で、乾式発酵槽の場合になるが、現在稼働中の施設は3施設、準備段階で3施設を把握している。実際、最近の事業者選定において、入札参加が1グループのみでの事例もある。鹿児島市と町田市は1社、1グループであったとホームページでも公表している。 ・供用開始がおくれる場合の影響について、組合派遣職員の人件費も新たに必要になる。 ・江南丹羽環境管理組合、犬山市の既存の2施設の稼働が1年延長されることに対する周辺住民への説明も必要であることや、安定稼働、安定燃焼させるための修繕の経費も必要になる。数値などは全て試算だが、累計としては約9億1,000万になる。 ・まとめると、事業費の計算例のお 	<p>た段階というのがあったと思う。確かに前回の議会のときにこの件について議論に上げてほしい旨の発言があったというのは記憶しているが、これを今回からまた協議をしていくのは、以前の段階に戻るということになると思う。過去に議決してきたことに対して、今から協議していくという意味がわからない。そのあたりについてどのように考えているのか。</p> <p style="text-align: center;">(2番 大沢秀教君)</p> <p>→確かに、過去、新ごみ処理施設整備計画の中で検討されて、そういう処理方式があるという中で絞られてきて、最終的には学識の方も入った中で現在の3つの方式になっている。その後は、メーカーの提案によってどの方式になるかということであるが、今回はそのごみ処理とは別の、メタンガス化施設ということであり、言われるように、本格的に検討し直すということになると、事務的に、意思決定を何年さかのぼるといようなイメージである。時間はそれだけかかると認識してほしい。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→私が思っているのと今の事務局長の認識は同じだと思うが、きょうの協議事項に出てきたとい</p>
--	---	--

り、20年間の実質負担額では「焼却＋メタンガス化施設」のほうが焼却のみの施設よりも上回るが、売電収入を入れると逆に11億円程度下回る。事業費以外の課題を整理すると、メタンガス化施設を新たに選択した場合、少なくとも1カ年度供用をおくらせざるを得ず、供用開始が令和8年度になった場合、9億円程度の経費が必要となる。以上の試算額には入っていないが、バイオメタンガス化施設の場合、ガス貯留槽、ガスタンクの設置への不安や臭気への懸念、あるいは発酵槽からの処理廃水を河川放流することについて、地元住民や漁業組合にも理解を得る必要がある、加えて既存2施設の周辺地域の理解など、数値化できないものの大きな課題として捉えなければならない。以上より、尾張北部環境組合におけるメタンガス化施設については、その費用対効果、並びに地元調整・用地取得に多くの時間が費やされると想定されることなどを総合的に判断し、現状の計画どおり推進することが今の当組合にとっては最も適当であると考え

うことは、またさかのぼって協議をしていくということか。

(2番 大沢秀教君)

→前回の提案もあったので、組合で協議、検討し、現在の方法でいくのがベストだという結論に至ったので、きょう全員協議会にお知らせして、今のやり方で進めるという確認のため協議事項で上げた。

(事務局長 坪内俊宣君)

→了解した。

(2番 大沢秀教君)

・もともと決まっていたが、メタンガス化施設は非常に交付率が高く、どんな施設でも2分の1の補助金が出るということが、ことしの4月から始まったと聞かれて、前回の議会で一度検討してみてもどうか、というのが今回の議論だと思う。厳しい財政状況でごみ処理施設のほうもメタンガス化も全部2分の1もらえるということで一度検討してほしい、というのが前回の趣旨だったと思う。その結果を、今回事務局から説明されているというふうに私は理解している。施設を変えるとか変えないではなく、こういった有利な補助率の高い施設があるので、一度検討をしてみてもどうかということが

前回扶桑の方が質問されたことで、検討をした結果、こうなるというのが当局の答えだと思う。それを納得するしないはこれからだと思う。 **(4番 河合正猛君)**

- ・ どのような方式にするかというのは重要な案件だと認識しているが、先ほど大沢議員が言われたように、基本的にこれをどうするかは専門家の検討委員会に一遍委ねた部分があるので、もしこれについて議論をすとなれば、やはり専門家がそこで一遍議論をしてもらわないと、我々だけが議論をするというのはおかしい形になる。せっかくの専門家の議論がということになる。ただ、専門家の意見が正式に出されて、ここで議論をしたという記憶はないので、その辺も曖昧かなと思うので、やはり専門家へ議論を一遍委ねないと、我々がどうするかという議論はできないと思う。

(1番 水野正光君)

→学識者、市町の議員、区長も入った検討委員会の中では、メタンガス化の施設も入った上で検討されて、その段階では選択されなかったという経緯はある。素人の方ばかりでなく、専門家も入った上で当時検討された。

(事務局長 坪内俊宣君)

→今の専門家の検討でされたという議論は、メタンガスも含めてということなので、その議論の経緯を出してもらえばよいのではないか。(1番 水野正光君)

- ・これを提案したのは和田議員だが、メタン化施設を増設すると有利になるということで、多分提案されている。この結果を見ると、結局ほとんど差がない。大きく差があるなら、メタン化施設をついたほうがはるかに有利だ、ということなら進めればよいと思うが、このように余り差がなく、書いてあるように、用地や造成費は含んでいないということで、これを入れたらほとんどとんとんだということなら、ここまでごみ処理、熱で議論をしてきたので、メタンガスをやることによって大きく差が出るなら進めればよいが、この結果を見るとなかなか難しいかという思いがする。

(4番 河合正猛君)

- ・ポイントは、これをやると最低でも1年はおくれる、もしくは2年になる可能性があるというのが判断の基準だと思う。一応組合の結論だが、各市町の首長たちも多分

議論をした結果で、令和7年度に
供用開始を絶対やりたいと判断を
されてきた案件かと思う。多分そ
こにポイントを持っていかない
と、多少なりとバイオマスをや
るとマイナスにはなるが、そのポ
イントだけはしっかり守ってい
きたいというのが多分組合のほう
の趣旨だと思うので、それはそれ
で各首長が議論したのなら、議
論の価値はあると思っている。

(12番 和田佳活君)

- ・ さっき大沢議員もこういうような
流れで来ているのではないかと、
今さらこんなことすると余計流れ
が狂うのではないかと、ということ
も、指摘のとおりだと思う。河合
議員も言われたとおり、2分の1
という、非常に巨額を国が対応す
るということであれば、その可能
性についてどうだ、ということ
でこの前話を聞いたわけであるが、
さっき言ったようにこのスケジ
ュールの問題とコスト。この焼却
処理施設、メタンガス化施設とい
うのはわかる範囲で提示されて
いるかと思うが、今後こうしたこ
とを含めて、各施設へ行き、聞
くたびに、いろんな処理場があ
るが、その整備費については物
すごく差があるということを含
めて、今後そ

うしたことも含めて。このメタンガスが現段階でやっていくと難しいということは理解したが、こうしたことも含めて、ほかにも何かコストを下げる、また継続的な、これから10年、20年、30年、先々を見据えたそうしたごみ処理の施設というものも念頭に織り込んでもらえたと思っている。そうした方向性だけはしっかりと押さえてもらい、施設整備がきちっとしておくれなようなことだけは皆言うとおりになので、よろしくお願ひしたいと思う。

(5番 鈴木貢君)

- ・小ブロック会議において8つの焼却処理施設が上げられ、その中で3つ、学識経験者を交えての委員会で選択された。その流れに乗って、組合も議論を進めており、出発点は一つ確実にあるので、そこをまげてまた新しくいいものが出てきたからこれを入れよう、ちょっと方式が変わってきたからこれを入れようというような話になると、言われたように令和7年の供用開始ができなくなることになってくる。江南丹羽環境管理組合も相当大規模な修理を毎年やってもたせているような状況であるので、首長会議の中でも令和7年の

供用開始は是が非でもやっっていかなければということに進んでいると思っている。また逆に戻るようなことは絶対あってはならないと思う。メタンガス化施設の併用も言われているわけで、きょう資料として出されたが、余り差がない。これから用地の確保や地元の説明、環境アセス、いろんなことをやっっていかなければ、私は1年で終わらないかと思う、そうするとずるずると供用開始がおくれてきてしまう。この期間内にいろんなことで、またいろんな新しいこういった処理施設も出てくると思うが、そういうことに関してそれを取り入れていったらどうだ、またいろんなことで協議をしていると、本当にこの新しい焼却施設ができなくなってしまうのではないかと私は懸念している。是が非でも、最初のこのレールに乗って決めたことはそのまま、令和7年供用開始に向けて進んでいくという形をお願いしたいと思っている。

(7番 齊木一三君)

- ・早急にこういうことを決めて、期限があるから早く進めろということは、長い目を見た場合、後で禍根を残すと思う。特に建設費が、ことしの4月から環境省のほうで

制定された補助金制度である。総工費の2分の1になる莫大な金額である。100万円、200万円ぐらいのことならいいが、100億、200億という状況の中で2分の1の補助金がもらえるということであれば、少々おくれても仕方がないと思う。市民、町民の税金を使う以上は、長い目で見てこれはやっていかないと、後でしまったと思うようなことがあっては駄目だと思う。これはしっかり、じっくり検討していただきたいと思うので、意見として述べておく。

(6番 堀元君)

- ・この件については協議事項という形で上げているが、きょうのところはこれにおいて終結したいと思うが、よいか。

(議長 市橋茂機君)

→組合としては今の意見を踏まえ、現状の計画どおり、現状のスケジュールの中で推進していくことが最も適当であり、現状どおりの計画で令和7年度の供用開始に向けて進めていく。

(事務局長 坪内俊宣)

→4月からバイオガスについての補助が有利になったということがあります、議会の皆から提言もあり、検討をする価値があると

		<p>いう判断をし、首長間でも話を十分にした。事務局でも導入事例もしっかり研究してもらい、前も言ったように、この新しい提案をやらないという理由づけのためにやるのではなくて、これまで決めてきた経緯、そしてさらに地元で始終提案をしながらこれまで進めてきているので、そうしたことも配慮しながら首長間でしっかりと議論し、4人の首長がそれぞれ従来のこれまでの方針で進めていこうと意見一致を見たので、今回提示をしたということで、皆さん方の御理解、御協力をよろしくお願いしたいと思う。</p> <p style="text-align: right;">(管理者 澤田和延君)</p> <p>→今説明のあった件で最終的な結論にしたいと思うが、それでもいいか。 (議長 市橋茂機君)</p> <p>【協議結果】</p> <p>事務局案のとおり異議なし。</p>
<p>報告事項1 地域振興策について</p>	<p>【報告事項1】 地域振興策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興策については、現在、地元区が実施する事業について地元区と組合との間で確認を進めているが、改めて尾張北部環境組合としての地域振興策の考え方を確認した上で推進していきたいと思う。 ・尾張北部環境組合が新ごみ処理施設の 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興策の負担総額を定めた上でということであるが、現在、負担総額は決まっているか。 <p style="text-align: right;">(4番 河合正猛君)</p> <p>→現在は決まっていない。地元区と具体的な要望の精査に入っており、その上で事業総額がどの程度になるかを見きわめた上で上限額を発表していけると考えている。</p>

	<p>事業推進に当たって、対象地区で規定する対象地区とともに地域振興策を検討、実施することにより、地域住民みずからその地域の抱える課題の解決を図り、生活環境の改善に資することを目的とする。これは、31年2月の全協でお示した目的と同じ趣旨である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興策は、大きく地域振興事業と地元協力費に分かれており、地域振興事業については、各区が実施する事業と、新ごみ処理施設に直接関係するもので、組合が施設の建設・運営の中で実施するものに分かれている。地元協力費については、毎年度、地元区と建設地の江南市に交付するものである。 ・地域振興策の内容について説明する。 (1)は、地域振興事業で各区が実施するもの、表1の①に該当するものがあるが、組合は地域振興事業の負担総額を定めた上で、地元6地区が地域振興策の目的に従って要望した事項をもとに地域振興事業を負担総額の範囲内において決定する。地域振興事業は原則地元6地区が行うものの、事業内容によっては地元6地区にかわって地元市町の江南市、あるいは扶桑町が施行するものとし、その場合の事業費は、組合が負担総額の中から施行市町へ支出する。 	<p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→この表でいくと、令和4年度から地域振興策を実施するということになる。まだちょっと時間があるが、負担総額は、当然この組合議会にどこかの時点で発表されるのか。</p> <p>(4番 河合正猛君)</p> <p>→どういった事業を実施していくかも含めて、全員協議会へ必ず報告する。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局長の説明で、2市2町は東も西も利用しないと云ったのが平成29年の3月と云った。地元要望を受けたのは時間的にその後でないか。なので、もう既に首長では2市2町は東も西も使いませんよと決定していたはずである。その後に地域振興策、組合でやるものは何かという要望をとっている。そうであれば、2市2町の首長会議で29年の3月に活用しないという決定は白紙に戻して、この新ごみ処理施設に直接関係するものの要望書がその後出されたから、そこから検討した。今の、事務局長の話だと、既に2市2町の首長会議で東西は使わないと決定をしているということと矛盾している。その後、地元は地域振興策、直接
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2)は、地域振興事業で新ごみ処理施設に直接関係するもの、表1の②に該当するものだが、組合は施設の建設・運営に当たり、地元6地区が地域振興策の目的に従って要望した事項（新ごみ処理施設に直接関係するもの）の実現に努める。事業費は、対象が施設に直接関係するものであることから、建設事業費の中で対応する。 ・ (3)は地元協力費で、表1の③④に該当するものだが、組合は地元6地区には地元協力費を、建設地の江南市には事業用地に係る固定資産税相当額を交付するとしている。 ・ 以上を基本的な考え方とし、地域振興策を進めていく。 ・ 地元区からの施設に直接関係するものの要望の中には、プールなど、ごみ処理施設とは別の施設の建設要望も入っていた。10月の全員協議会では、中央エリアの中では無理だが、西側を活用する方法もあるのでもう少し検討をすべき。あるいは、西側エリアは使わないということであれば、もう一度考え直してほしいなどの意見があった。組合設立前だが、平成29年3月の第1小ブロック会議では、東側エリア、西側エリアの2市2町での活用については活用しないということも確認されて 	<p>組合がやることはどういうことか3つまで要望を出してほしいと要望をとった。そのとった中に、5地区から4地区が温水プールをつくってほしいという8割の要望が出ている。だが、今はもう既に2市2町で東西は使わないからやらないというような言い方だったが、前回は組合議会でもう一度検討してほしいと、土地がなければ一応、西側を江南市が活用することになっているので、そこへ2市2町でもう一度再検討してほしい。今言ったように、4地区からそういう要望がある賛意は非常に重いものと思う。イの一番に書いてある、温水プールと、どうやって地元の説明するのか。もう少しまだ時間があるので、検討してほしい。 （4番 河合正猛君）</p> <p>→29年3月当時、第1小ブロックの会議では、東側エリア、西側エリアの2市2町では活用しないということであった。西側エリアについては、江南市がその活用方法について今後検討していく予定であるという報告が確認されている。前回の全員協議会からこの間、組合の理事者会議で確認したのも同じ内容である。西側エリアについて、江南市が活用していくということ</p>
--	--	--

いる。当時は地元区から地域振興の要望を受け取っていない時期でもあった。前回の全員協議会からこの間、理事者会議を通し、改めて組合の方針を確認し、今回、組合議会に報告する。その方針は、地域振興策を初めとする組合事業については、事業用地である中央エリア以外では展開しないというものである。前回の全員協議会でも示したが、施設内の会議室等の地域利用、あるいは新ごみ処理施設整備計画でもうたわれている環境学習や啓発施設、防災拠点としての活用などの要望については進める方向で検討していくが、それ以外の、例えばプール、体育館、公園などのごみ処理施設とは別の施設については採択しない旨を今後要望区へ説明したいと思っている。

あれば、裏を返せば組合のほうで活用することはないという言い方もできると思う。施設に直接関係するものという中で大きな施設、組合ごみ処理施設とは別のプールなどの施設の御要望があったことについては、要望区に対して改めて経緯を説明し、当時の説明会での説明不足もおわびしながら説明に行くことを考えている。

(事務局長 坪内俊宣君)

・周辺対策は、まさに一丁目一番地のもとである。あそこでごみ処理場をつくる場合スタートラインである。特に6地区があり、ここであの地区につくってもよいという承諾を得たわけだが、それに関連して各地区から同意書が出ていると思う。これを確認したいと思うので、この同意書の提出をお願いしたい。

(6番 堀元君)

→26年当時、江南市が受け付けた同意書の写しを配付した。黒塗りは具体的な区の名前や当時の区長の個人の名前や、印鑑であったりしたものを伏せて配付したもので、江南3区から同様の内容のものが出ている。

(事務局長 坪内俊宣君)

→これは6地区から出ているか。

		<p>どうであるか。</p> <p>(6番 堀元君)</p> <p>→江南の3区のみである。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→江南3区から出ただけで、扶桑町の3地区からは出ていないのか。</p> <p>(6番 堀元君)</p> <p>→そうである。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→それでは話にならないだろう。</p> <p>同意書も出ていないのに決められるわけがない。しっかり説明してほしい。なぜ扶桑町が出ていないのかと同時に、江南市からこういう同意書が出ている、その内容、いろんな要望について、江南市は最大限努力することを条件に江南市中般若北浦地区に建設すると同意する。最大限に努力したか。とてもそんなふうには思えない。</p> <p>(6番 堀元君)</p> <p>→質問の意図がわかりかねるが、これは当時の江南市の区長から江南市長のほうに出されたものであり、扶桑町のほうのことについては。</p> <p>(管理者 澤田和延君)</p> <p>→江戸元町長に聞けばよい。</p> <p>(6番 堀元君)</p> <p>→承知はしていないが、それがどういう意味かわかりかねる。最</p>
--	--	--

大限努力ということについては、最大限努力しているつもりである。

(管理者 澤田和延君)

→管理者から、江南市に対しては最大限努力をしているという意見であったが、同意書に書いてあることで、いろんなこともあるが、その中で我々から見れば最大限努力しているようには思えないと同時に、扶桑町の同意書がない場合は成立しない。同時にもう一つ、ブロック会議からこの組合に対してブロック会議でいろいろ決めた事項がある。そうではないか。

(6番 堀元君)

→組合設立前からブロック会議、幹事会、実務担当者、2市2町で情報を共有してさまざまなことを決めて、29年の4月に組合はスタートしている。

(事務局長 坪内俊宣君)

→私は前管理者であるが、事務の引き継ぎはしていない。いまだに前ブロック会議の管理者から今回の管理者に対して事務引き継ぎの手続はしていないが、この点はどうか。

(6番 堀元君)

→現在もブロック会議の組織、事務局は存在する。組合とは別の

組織であり、当時のブロック会議の事務局がどういう扱いでやったかというのはわかりかねるが、組合設立前から2市2町で情報共有はしっかりしており、実質的に事務は引き継がれていると考えている。

(事務局長 坪内俊宣君)

→今の事務局長の話聞いてわかるが、事務、特に公共機関はしっかりとそういうことを済ませて確認をして進めるのが当然だと思うし、事務局の事務の引き継ぎもせずに、ブロック会議からの決まり事がそのままいけるかどうか疑問に思う。また後ほどしっかり聞かせてもらうが、現在そういう状況であるということ、同意書の件も、扶桑町が全然その同意書を出していない、そういう件も含めてこれから先、引き継ぎ及び同意書の件についてどうするか。

(6番 堀元君)

→同意書については江南の3区のみとなっているが、建設地を決定するに当たり、中般若地区を建設地とすることについておおむね合意が得られたという判断でそれ以来事務を進めており、地元区ともそれを前提に地域要望のやりとりもしており、いろ

いろな面で協力をし合っているという現状がある。引き継ぎ書については、当時の第1小ブロックの中では行われていないということかもしれないが、実質的に2市2町で情報を共有するなり、組合設立前は2市2町の正副議長会も含めて組合のあり方、運営についても、しっかり組合が成立する前から情報を共有して、引き継ぎを実際には行っているという認識でいる。

(事務局長 坪内俊宣君)

→いまの事務局長の答弁を聞いていると、話し合いさえしておけば進められるととれたが、公共の団体で話し合いだけで進んでいくということが通るのか。行政の担当者として、各市町の役所関係でも恐らく全部書類があるはずである。下の職員からずっと上まで全部決裁の印鑑があるのが普通である。それを話し合いだけでオーケーということができれば、とんでもない話だがどうか。

(6番 堀元君)

→当時の第1小ブロック会議での文書の取り扱い規程がしっかりしたものがあつたかどうか不明である。ブロック会議は事務局がまだある。組合とは別の組織

としてあるので、どういう文書の取り扱いであったかは不明である。当時のやりとりについては不明である。ただ、第1小ブロックで決まったことについては組合として継承している。

(事務局長 坪内俊宣君)

→それならそれでよいが、手続上それでよいかどうかということ私を聞いています。決められたこと、話し合いが進んでいることに対しては何も言わない。手続上の問題を聞いています。同意書の件についても、事務の引き継ぎの件にしても、手続上それで問題ないのか。それを聞いています。この辺でやめるが、継続という形で協議してほしい。

(6番 堀元君)

→同意書については問題ないと考えています。事務引き継ぎについては第1小ブロックの文書の取り扱い、引き継ぎの規程があるかどうかにもよると思うが、当時そういった引き継ぎの手続のルールが決まっていたとすれば、やっていなかったということはそのルールに従わなかったということであるが、なければ、それをもって何かいけなかったということも第1小ブロックに言うこともできないと考え

ている。

(事務局長 坪内俊宣君)

→これ以上言うことはないが、同意書は改めて組合としてこの6地区からとるのは、正当な方法だと思うので言うておく。

(6番 堀元君)

→少し認識の違いがあろうかと思うが、25年の2月、堀議員が管理者をしていたときに建設地でさんざんすったもんだという状況があった中、江南市で建設を目指すと宣言をされた。それをもとにこれまで進めてきている。それから同意に向けてかなりの努力をしてきた。途中で首長が変わった、管理者が変わったということもあるが、かなりの努力の中で進めてきて、地元との協議等もあったし、私自身も地元と話をした中で、苦渋の選択ではあるが、おおむね合意を得られたものと判断をしたと発表をし、現在に至っている。その書類があるかどうかということについては、江南市のほうからはあるが、扶桑町のほうからはないが、これではなく、最終的に協定書という形で地元の理解を得て前進をしていくということになる。この段階については、同意書がないこと自体が

		<p>特別に法に触れる等々問題はないと解釈し、これまでブロック会議、また組合等々に引き継ぎをされてきていると解釈している。 (管理者 澤田和延)</p> <p>・扶桑町の関係で私が聞き及んでいるところは、一応、山名3郷で3地区あるわけであるが、小淵が中般若北浦建設反対というのをいち早く出している。その関連で、ほかの山那、南山名についても同一歩調をとるということで同意書は出していないと聞いている。同意書については多分そんなところだと思う。地区要望、地域振興策については、当初、江南のほうのアンケートをとった時点でもさまざまな要望があり、それを実現できるかどうかはまた別の問題であるが、その要望をしんしゃくされたら、条件つきだが賛成だというような意見が多かったと思う。まるきり賛成というのは少なく、反対よりも多分下回っていたのではないかと。扶桑町のほうでもだが、地域から出された要望については、できないことはしっかりと住民に、せっかくアンケートで要望されたのだから、そういう点については納得をしてもらえる説明をするという姿勢でないと、この場</p>
--	--	---

		<p>でやらないという紋切り型で答えては、条件をつけて賛成をした方も納得いかないと思う。その辺はどうか。 (10番 高木義道君)</p> <p>→きょうの全員協議会を踏まえて、地元へ丁寧な説明に行く。説明に対しては、紋切り型ではなく、丁寧な説明に努める。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>・同意書を見せてもらったが、その中で7点目の、中般若町北浦地内が正式な建設地となった後には、地元3区と第1小ブロック会議の間で引き続き、詳細な協定を交わすというふうにされている。これはもう既に交わされたか。交わされていれば、その内容を教えてほしい。 (5番 鈴木貢君)</p> <p>→いまだ各項目について、それぞれ地域振興や公害防止や安全運転についても各区と協議しているところであるので、詳細協定までは至っていない。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→まだこれからだということで認識するところだが、協定について、時期はいつごろ、地元の中般若区、北浦地区を含めての中で協定を交わす時期についてはどのように考えているか。</p> <p>(5番 鈴木貢君)</p>
--	--	---

		<p>→各項目の詳細が固まり次第、協定書の締結に向けて進めていく。遅くとも、地域振興の部分については3年度には、地域振興だけの協定について言えば3年度をめどにやっていく。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→令和3年度に目指してやるという話だが、詳細な協定、この詳細というのは何をもって詳細と言うのか。</p> <p>(5番 鈴木貢君)</p> <p>→例えば、地域振興策であれば、具体的に何とか区が個々の公民館改修事業だとか、個々の防犯灯設置事業だとか、そういう事業名を書くことも検討している。ざっくりと地域振興をやるというものではなくて、具体的な事業を掲げて約束をするという協定を考えている。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→そこについては、プールも入っているか。(5番 鈴木貢君)</p> <p>→今、要望を整理しているが、プールについては組合で建設、運営する計画、考え方はないので、要望区には先ほどの説明のとおり、丁寧に説明に行くと考えている。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→プールを外すということ自体は</p>
--	--	--

この同意書の趣旨と全く相反することではないかという気がするので、その件についてもどういふ格好でこの同意書に沿ったことを加味していくかということについて検討を願いたいと考える。

(5番 鈴木貢君)

- ・江南市の部長に聞くが、この同意書があったかなかったか知っていたか。

(6番 堀元君)

→平成25年のときに江南市でという話があったときには、江南市が責任を持って同意書を得られた場合には江南市の建設にすると、そういうことで先ほど管理者からも話があったようにいろんな努力をしてきた。その間に、たび重なる説明会や意見交換会というのも2市2町の首長も参加していろいろと理解を深めるということで行ったが、結果として扶桑3地区からの同意書は得られなかった。当時江南市が同意をとった暁には江南市を建設地にするという決定があったが、28年の3月のブロック会議の中で、そういったいろんな経緯を含めてこれまでの取り組みの経緯、そういったものを総合的に勘案して、ここにある

のは扶桑町長から苦渋中の苦渋という話もあったが、そうした選択となるけれども、おおむね地元の合意形成が得られたものと判断をして、25年2月の合意事項に沿って第1ブロック会議の新ごみ処理施設の建設地を江南市中般若町北浦地内に決定するというのでブロック会議の中で決定して現在に至っている。

(江南市経済環境部長 武田篤司 君)

→本当は何が聞きたかったかという、この同意書のもとに協議をされたかということを知りたかっただけである。多分きょう初めて見たのでないか。私の見解の相違だが、多分これがあったということも知らなかった。忘れてしまっていたかもしれないが。この協議がしていなかったということは、これから協議するとさっき言われたが。出た時点から今まで何もやっていたかというのでないのか。

(6番 堀元君)

→7項目、8項目ある中で、例えば地域振興策については、現在、区とどんな事業か一生懸命確認をしている。公害防止についても、区長、副区長が入って検討をしているところで、一括

ではなく個々に各区と協議を進めているところである。

(事務局長 坪内俊宣君)

→記憶で申しわけないが、かなりの回数、区長、副区長、地元の関係の方々と話し合いをしてきた。2市2町の首長がそろっての話し合いもあったりして、そういったものが一つ一つの調整であり、最終的に取りまとめていき、協定につながっていくと考えている。今の段階では、地元の要望だとかそうしたのも取りまとめることになるかと思うので、申しわけないが、かなりの回数の説明会、意見聴取等々は首長レベルだけではなく、事務局のほう、そして担当のほうでしっかりとしているという認識のもとで現在進められているので、そここのところは誤解のないように理解してほしい。

(管理者 澤田和延君)

→再度確認だが、地元の6地区の同意書がなくても進められるかどうか。口頭のやりとりだけで進めるなんてことは、到底法的にいってもこれは無理である。正式に文書をつくってやりとりする、これが一番のベターの方法である。そういうことも含めて、本当にこのままでいいの

か。同意書が完全に必要だと、環境省へもこれは問い合わせ、必要かどうかしっかりと精査して今後の対応をしてほしい。それによっては、この議会自体が進まなくなる可能性もあると思う。大変重要な問題なので、事務の引き継ぎも含めて、これから先しっかりとやってほしい。

(6番 堀元君)

→同意書については、扶桑町の3地区についてはないことも承知の上で、おおむね合意が得られたという判断で建設地を決定し、現在まで至っている。引き継ぎについては、組合においては他の組織の引き継ぎについてあれこれ言う立場ではないが、組合内においてはしっかりと引き継ぎをしていきたいと考えている。

(事務局長 坪内俊宣君)

・各地域からプールという話が出ている中で、方針的にはプールは無理という話だが、先ほどから中止という話は聞いているが、その理由を聞いていないので、理由をどう考えているか聞きたい。

(12番 和田佳活君)

→一番の大きな理由は、敷地面積、いびつな形の3ヘクタール

		<p>という中にごみ処理施設以外の施設をつくるということは非常に難しい。今のエリアの中でも工夫をしながらそれぞれの施設をつくっていくという中で、それに加えて別の施設をつくるというのは難しい、できないというふうに判断をしている。</p> <p style="text-align: right;">(事務局長 坪内俊宣君)</p>
<p>報告事項 2 基本設計策定等業務について</p>	<p>【報告事項 2】 基本設計策定等業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計のうち、搬入路の検討状況について報告する。 ・搬入路の設定については、地元住民や、全員協議会で計画地北側道路からの進入についてさまざまな意見・要望がある状況である。組合としてその意見を踏まえ、資料にあるように、市道南北線からの計画地北側道路への進入の可能性についても再度検討を行った。 ・計画地北側道路からの進入については、宮田導水路への影響を考慮すると道路拡幅が難しいという点や、下の図面の右端にある黒塗りの矢印のように、犬山方面からの右折については交通規制により右折禁止とされていることなどから、組合としては計画地南側道路からの進入が適当であると考えている旨を伝えていたが、10月の全員協 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ii)の案でいくということであるが、搬出入の場所に信号はつくのか。つかないと非常に危ないような気がするが、その辺の検討はどうか。 (4番 河合正猛君) →江南警察との話し合いの中では、特に右折をするときに、少しその部分の県道を拡幅してゼブラ帯をつくり、右折する際に後ろから来る車で渋滞しないようにという指示、指導を受けているので、そういう設計図を持って再度関係機関に今協議をしている。信号については、特に警察のほうから指導、指示はなかった。 <p style="text-align: right;">(事務局長 坪内俊宣君)</p>

議会において、ドット柄の矢印のように市道南北線からの計画地北側道路へ進入することも道路交通法上問題ない、可能であるという意見があったので、再度江南警察へ相談をした。

・(i)の1つ目、意見のあったとおり、市道南北線からの計画地北側道路への進入については右折には該当しないため、道路交通法上は可能という回答であったが、犬山方面から来るパッカー車などの搬入車両が、市道南北線まで迂回するために周辺地域の生活道路を通過することについて、通過される側の地域の区長にも、地域住民にも理解を得る必要がある、この点については組合としても区長に話をしたところ、理解を得るとことは大変難しいと受け取った。実際、先月11月、中般若区、般若区、小淵区の正副区長にそのように話をしたところ、南北線まで迂回していくルートについては反対の意向を確認している。

・2つ目だが、計画地北側道路の拡幅が難しいため、計画地北側道路を東から西への一方通行にすることで拡幅不要になるのではと考えられたので、江南警察へ相談したが、愛岐大橋方面からの交通量が非常に多いため、一方通行化は認められないという見解であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの警察との再協議を踏まえ、組合としては、計画地南側道路からの進入が最も適当であるという見解に至った。今後については(ii)のとおり、計画地南側道路からの具体的な進入方法について検討を進めたいと考えている。 ・計画地南側道路からの具体的な進入方法については、今年度、一宮建設事務所が実施しました交通量調査結果を引用し、簡易的に交通量を予測した結果をもとに、現在、江南警察、道路管理者、来月には木曾川上流河川事務所などと協議をしていき必要な安全対策を講じる。 	
<p>報告事項3 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会について</p>	<p>【報告事項3】尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会については、施設の整備、運営等の業務を請け負う事業者を選定するための附属機関であり、その関係議案は10月の組合議会定例会において承認されており、先般、第1回の委員会を開催した。 ・委員会については、もともと条例上公開しないものとされている。委員に対する圧力、干渉等により委員会における率直な意見交換の妨げとなったり、 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名は公表しないということだが、委員の数は何名で検討されているのか。（4番 河合正猛君） →条例上6名であり、6人に委嘱をした。 （事務局長 坪内俊宣君） →この6名は有識者だと思うが、各市町から一人一人とか、そのように割り振っているのか、それとも事務局のほうで決めたのか、どちらか。 （4番 河合正猛君） →各市町からそのような人材がいたら紹介してほしいということで、その推薦も含めて事務局で

	<p>意思決定の中立性が損なわれるなど、適正な事業者選定の実施のために支障を来すおそれがあることから、委員名や議事内容については事業者の選定後までは非公開とし、契約完了後、組合のホームページで公開していくことを委員会で確認している。</p>	<p>決定した。基本的には、廃棄物処理の専門家に加えて弁護士、公認会計士に依頼し、選定に当たっては、第三者性を担保したいということを強く意識しながら進めてきた。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>・私も手を挙げて、その委員の中に入れてくれと言ったが、どうなったか。 (6番 堀元君)</p> <p>→第三者性を担保したいということを強く意識して6人の方をお願いした。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→自薦していたが、却下ということで了解した。</p> <p>(6番 堀元君)</p>
<p>報告事項4 江南丹羽環境管理組合職員受入れについて</p>	<p>【報告事項4】 江南丹羽環境管理組合職員受入れについて</p> <p>・10月の全員協議会で、江南丹羽環境管理組合から尾張北部環境組合に対し、受け入れ職員の人数や時期、採用条件について要望があったことを報告し、その要望に対する回答案などを示したが、先月11月15日付で尾張北部環境組合と2市2町で合意書を締結した上で、前回の全員協議会で示した回答案のとおり江南丹羽環境組合に回答をしたので報告する。</p>	<p>特になし。</p>
<p>その他事項</p>	<p>【その他事項】</p> <p>・行政視察について議員の皆には既に依</p>	

	<p>頼文と1月10日当日の資料を事前配付しているが、改めて行政視察の確認をする。日時は1月10日金曜日、視察先は草津市立クリーンセンター。集合場所は江南市役所の南駐車場。集合時間は午前9時15分となっている。</p>	
--	---	--

(午後0時00分 閉会)